

第一百七十一回国会
衆議院

経産業委員会議録 第十八号

平成二十一年六月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事

理事 櫻田 義孝君 理事

理事 赤羽 一嘉君 理事

小此木八郎君 理事

片山さつき君 理事

木挽 司君 理事

近藤三津枝君 理事

清水清一郎君 理事

平 將明君 理事

土井 真樹君 理事

橋本 岳君 理事

藤井 勇治君 理事

武藤 容治君 理事

山本 明彦君 理事

逢坂 誠二君 理事

後藤 斎君 理事

安井潤一郎君 理事

太田 和美君 理事

北神 圭朗君 理事

園田 洋介君 理事

康博君 理事

牧 伊藤 義夫君 理事

吉井 渉君 理事

高木 美智代君 理事

松村 幸良君 理事

高市 早苗君 理事

寺坂 俊博君 理事

平尾 豊徳君 理事

経済産業大臣政務官

政府参考人
(農林水産省大臣官房商務流通審議官寺坂信昭君、經濟産業省大臣官房商務流通審議官大下政司君、資源工ネルギー庁次長本部和彦君及び農林水産省総合食料局次長平尾豊徳君の出席を求める説明を聴取いたしました)と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のように決しました。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として經濟
産業省大臣官房商務流通審議官寺坂信昭君、經濟
産業省大臣官房審議官大下政司君、資源工ネル
ギー庁次長本部和彦君及び農林水産省総合食料局
次長平尾豊徳君の出席を求める説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

○東委員長 質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。赤羽一嘉君。
○赤羽委員 おはようございます。公明黨の赤羽
一嘉でございます。
○東委員長 質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 おはようございます。公明黨の赤羽
一嘉でございます。
○東委員長 質問させていただきます。
○赤羽委員 おはようございます。商品取引所法及び
商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を
改正する法律案について、三十分でございます
が、質問させていただきます。

○東委員長 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出
第四六号)

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じ
た事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第
五三号)

私、実は、政治家になる前、十年間、三井物産
の飼料原料部と穀物部というところで仕事をして
おりまして、先物取引等々も少しかわっていた
立場の一人でございます。そういう立場から、
きょうは、もちろん今回の法改正は、要するに市
場二一^二にこたえるということで、株式会社化を
目指すですか、世界最新の受発注システム導入
など、そういう環境を整備するといったこと
や、また一般投資家のさまざまなトラブル回避
するようなことを措置されているという意味で、
我が党としても賛成をするんですが、どうも、先
週の委員会の質疑を聞き、質問されている側の人
の意見とかそれに対する政府側の答弁を聞いてお
りまして、少し、何か現場とは違うんではないか
な、こういうことがありましたので、若干、いつ

いうのは、調査室の報告もありますし、先
物取引というのは、株式市場なんかと違つて、一
方がもうかれば他方が損するというゼロサムなん
ですね。我々の現場でも、はつきり言つて、よく
わからない、いわば素人の一般投資家が損をし
て、玄人がその分もうける、こういったことなん
で仕事をしている我々の感覚だったのかなと思ひ

ものことながら、与党でありながら野党っぽい質
問をするかもしれませんのが、結論は賛成をすると
いう前提で質問させていただきます。
まず、先週、自民党と民主党の方が質問をされ
ていまして、その中に、例えば、日本国内の商品
先物市場の出来高が下がっている、急激に減つて
いる、これは日本の経済の規模がどんどん小さく
なっている証拠であつて大変憂うべきことだと
か、または、商品先物市場とは物の価格を決める
国家の根幹となる極めて重要な機能を有するとい
う認識は皆様共通していると思うというふうに言
われて、私は共通していないので、何を言つてい
るのかなと思つたりとか、あと、最近中国やイン
ドでも先物市場が確立して出来高では逆転されて
いる、いすれば日本の米の価格まで中国の市場で
決まるというような事態になりかねないとか、こ
れは、私の認識では、相當されているんではない
かな、こう思つているんです。

○東委員長 というのは、中国やインドというのは急激に經
済成長して、小金を持っている人が随分出てき
て、日本のように株式投資市場というものが健全
じゃなくて、そういう意味では、一獲千金をねら
うような商品先物市場ということができてきた。し
かし私は、本来的には、商品先物市場、その機能
というのはどういうことなのかということを明確
にしなければいけないのでないのではないか、こう思つ
てはいるわけなんです。

○東委員長 というのは、調査室の報告もありますし、先

方の参考人

第一類第九号

経済産業委員会議録第十八号

平成二十一年六月十七日

<p>す。ところが、その後だんだんニーズが低くなつた。これは、一つは、大豆ミールという商品が穀物取引所での中心となります個人投資家に非常になじみが薄かつたということが挙げられておりました。そういう意味から、なじみが薄いということで流動性が非常に低いということから、飼料メーカー等の当業者の取引高も非常に少なかつたということで、これは平成二十年九月に上場廃止を決めたというふうなことでございます。</p> <p>○赤羽委員 先ほどのトウモロコシの扱いで、東京穀物商品取引所ではなくてシカゴにというよう京都穀物商品取引所では持つてきました、大豆かすが現状はもう廃止になつたというような御答弁の中で、要するに、御答弁と重なるんですが、例えば、大手の実需家がシカゴでヘッジをしなくて、東京穀物商品取引所でヘッジをかけたとすると、満船で持つてきました、それ一杯でめちゃくちゃ価格がゆがんでしまう、だからそんなことはできないんだというものが現状だというふうに聞いております。</p> <p>そうしますと、結局そういったことで、恐らく、荒っぽい言い方をすると、ロットが少ない、値が張る、小豆とか、限られた商品が現在、東京穀物商品取引所のアイテムとして残つてしまつます。小豆の相場なんかは、私は直接ビジネスにかかわつていましめたけれども、こんなのは一般個人が参加するものじゃないと。もう大変な、ジエットコースターのような相場ですから、これは素人が手を出すとけがするに決まつて、そういう意味では、別に、私が冒頭言いました、国内の商品取引所の先物の扱いが少ないからといって、先週御質問されていた人たちのようないふうに、日本の経済を反映するかどうかというのは、私は直接のアイテムではないというふうに、もう一回私の主張として申し上げておきたいと思うんです。穀物に限つて言うと、日本は産地でもないし、有利性としては余りないんですね。その中で、今後の展望として、シカゴに取つてかわるような先物市場を東京穀物商品取引</p>	<p>所で確立することができるというか、そういう決意があるのか、そういう方針があるのか。いや、なじみが薄かつたということが挙げられておりました。そういう意味から、なじみが薄いということで、これは会員制の仲間内のみで流動性が非常に低いということから、飼料メーカー等の当業者の取引高も非常に少なかつたということで、これは平成二十年九月に上場廃止を決めたというふうなことでございます。</p>
<p>○赤羽委員 将来的にどう展開するかということは別に否定するものでもございませんし、今の答弁で結構だと思います。</p>	<p>○平尾政府参考人 お答えを申します。</p>
<p>東京穀物商品取引所は、委員御指摘のように会員組織であつて、商品取引員の方々が組織されていて、実需者とかあるいは個人の投資家の方々のニーズにこたえているというふうな性格が当然あります。</p>	<p>それと、委員御指摘の、日本は農産物の輸出国でもないし、大量な取引もないのはどうなのかと聞いて、実需者とかあるいは個人の投資家の方々のニーズにこたえているというふうな性格が当然あります。</p>
<p>一つは、先ほど申しましたように、シカゴは生産地というふうな性格を有しているわけでございます。</p>	<p>一つは、先ほど申しましたように、シカゴは生産地といふうなことでございます。</p>
<p>○平尾政府参考人 お答えを申します。</p>	<p>○平尾政府参考人 お答えを申します。</p>
<p>米について、御案内のように、国際的なルートの中では、いろいろな国の特性で価格形成がやられたり、あるいは日本では御案内のように生産調整をやって需給のバランスをさせているという状況があります。</p>	<p>米について、御案内のように、国際的なルートの中では、いろいろな国の特性で価格形成がやられたり、あるいは日本では御案内のように生産調整をやって需給のバランスをさせているという状況があります。</p>
<p>それが、中国で日本の米の価格が決定されるのではないかというふうな御懸念は、私どもお伺いしておりますけれども、その点については、日本</p>	<p>それが、中国で日本の米の価格が決定されるのではないかというふうな御懸念は、私どもお伺いしておりますけれども、その点については、日本</p>
<p>○赤羽委員 ありがとうございます。</p>	<p>○赤羽委員 ありがとうございます。</p>
<p>それとあわせて、やはり日本の食品加工メー</p>	<p>それとあわせて、やはり日本の食品加工メー</p>
<p>カーは非常に中小の方々が多いということで、そ</p>	<p>カーは非常に中小の方々が多いということで、そ</p>
<p>ういう方々の経営の安定を図つたり、あるいは計</p>	<p>ういう方々の経営の安定を図つたり、あるいは計</p>
<p>画生産をやられたりといふことでは、こういうふ</p>	<p>うに国際的な農産物の価格変動が激しいときにはニーズが非常に高まつてきているという状況であります。</p>

初め、これは既に国内の取引所取引については制度化されているものでそれども、そういうたものを導入する、そういう行為規制を課すこととしたしております。

さらに、顧客からの要請がなく一方的に勧誘を行いますいわゆる不招請勧誘を禁止する規定を設けまして、その対象を政令で指定することとしております。具体的には、一般個人を相手方とする場合には、すべての取引所外取引に加えまして取引所取引につきましても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつておる取引以外のものを不招請勧誘禁止の対象とする方針でござります。

そういうことで、プロ・アマ規制をめり張りのついた規制の体系に持つていく、そういう考え方でございます。

○赤羽委員 濟みません、もう一回確認したいんですけれども、アマチュアがトラブルに巻き込まれないように悪質業者の参入規制をかけるということはよくわかるんですが、そうじゃなくて、それとは別にプロ・アマ規制というのは、だつて、同じマーケットインするわけでしょう。アマチュアに対して保護を厚くするというのはどういうことなんですか。もうかるかどうかというのは、それは別に恣意的に決められるわけじゃないですよね、マーケットで決めるわけです。そこに差なんつかつけられるわけじゃないし、あらかじめのデーテなんかをサプライズのとか。ちょっとと言つていることがよくわからないんですよ。プロ・アマ規制でアマを手厚く保護するというのは、それは聞こえはいいですけれども、同じマーケットに参加するのにそんなこと具体的にできるんですかという質問なんですよ。

間接的に、悪質な業者が云々ということはよくわかりました。しかし、もう一度同じ質問なんだけれども、その前段のプロ・アマ規制を導入するというのは、具体的にどういうことをプロとアマに対して段階をつけて規制をかけるんですか。具体的にどういうことを想定しているんですか。

○寺坂政府参考人　お答え申し上げます。

今申し上げました、アマの安全をより確保するとの申しましようか、保護をするということは、例えまうけを確保するとかいう意味合いで是もちろんございませんで、その意に反した契約によつて、よくわからないままに契約を結んで結果的に損をしてしまうとかといったことがないようになります。そういう意味合いでのプロ・アマ規制ということでございまして、そういう意味で、取引をする場という意味合いでは同じ取引の場ということになるというふうに考えてございます。

具体的に段階ということで、ちょっと直接お答えになつていなかつわかりませんけれども、例えば、一般個人はアマということでござりますし、それから機関投資家とかいった人たちがプロというところでござりますけれども、その途中の当業者とか、幾つか分類、企業があるわけでございまして、そういうたところについては、プロになれるけれども私はやはりアマで取引に参加したいとか、アマなんだけれどもプロで取引に参加したいとか、そういったことについては選択制ということにしてございまして、そういうたことでめり張りのついたといいますか、取引の場は同じでござりますけれども、その規制の内容が異なるというふうに御理解いただければと思います。

○赤羽委員　行為規制に強弱をつけるということなんでしょうかれども、その中身をちょっとと聞きたいです。

ただ、私は、穀物関係ということで少し否定的な質問をし、農水省もそれに呼吸を合わせたような感じの答弁があつたかと思いますが、多分、工業品取引所ですか、経産省のテリトリリーの方はもつと前向きな見通しを持つて法改正のことを考えられているというふうに承知しております。

農水省ばかり答弁してもらつていて、いじいじしていると思いますので、穀物とは別に、経産省のテリトリリーの東京工業品取引所の今後の展望をどういったことを行つたかを機に、どういったことを考

考えているのか、今現状はこうだけれども、ことについて、最後、御答弁をいただいて、質問を終わりにしたいと思います。

○寺坂政府参考人 先ほど来委員から御指摘ございましたように、商品先物市場の本来的な機能、これは商品の需給状況、将来の動向の見通しなどを踏まえまして、その目安となる商品の公正な価格形成がされると同時に、事業者が価格変動リスク回避するためのヘッジ取引などを行う、そういったことを可能にする事にあるというふうに考えてございます。

これまで申上げてまいりましたように、東京工業品取引所におけるさまざまな改革への取り組み、それから本法案における制度改革を含めました今後の取り組み、そういうことをこれから、既に行っていることも含めまして、さらに加速して検討を進め、具体化を進めていくわけですがござりますので、こういったことで、商品取引所を初めていたします関係者の一層の御努力を促し、それで我が国の商品取引所、東京工業品取引所も当然でございますけれども、単に規模の拡大のみを求めるのではなくて、その本来的な機能を発揮できるよう、私どもも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○赤羽委員 どうもありがとうございました。

今回の法改正を機に、私は、中国やインドの商品取引所みたいな、量を、もう一回追い越すんだなんということは、別にそんなのは何の意味もないといつておおりまして、本来的な健全な機能が大きく役割を果たしていくような、健全な成長ができるよう強く期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○東委員長 これにて赤羽一嘉君の質疑は終わりました。

次に、下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。

商品先物について、私も、大臣を含めて、引き続き御質問させていただきたいと思います。

参考人を含めて、もう大分いろいろな御議論をしている中でございますが、私は、今度の法案は、これはこれでいい法案だと思っていて、それは、私も、民間にいましたときに、特別賞券を若干上乗せしていただきたりして、先物でもうけたいた口の一人でございまして、金融マンでございますので、ただし、逆に、その後海外に行つたりして、実態を踏まえて、幾つかちょっと御質問と御提案をさせていただきたいというふうに思っています。

私のところにちょっといろいろ資料が来ておるんですが、まず、いろいろな、大量の退職を迎える方たちが今いらっしゃいます。昨年の六月にファイディリティ退職・投資研究所が、「退職金はどこへ行つたか?」というレポートを出していまして、約千人にその調査をいたしました。金融商品に振り分けたという人の中から回答を見てみると、まず五八%の人が株式、それから第二位は投資信託、三七%、商品先物に退職者が投資したという数字が何と一%であつた、百人に一人しかやらないということが出ております。これは数字であります。

この原因について、大阪証取がまた同じように分析して二千人を対象に聞きましたら、商品先物の知名度というのは確かに、ほとんどの人が知っている、八三%以上が知っているという回答が來ました。それに対して、取引経験があるというのには三・三%しかない。いかに投資としてちょっと距離を置いた商品であるか、それがこの数字で物すごく如実に出ていると思います。イメージといふのはどうだと聞いたら、三六%の人が損失が大きいんだ、一二三%が内容がわかりにくく、一二%が取引しにくい、信頼感がないが一一%。特に物すごく負のイメージが出ているんですね。

要するに、御省として、商品先物をプロの集團だけが取り扱う市場にするのであれば、もうこのままでどうぞということでいいと思うんですが、やはり市場の育成、そして機会を一般のアマの方にも広げていくには、何かちょっとと負のイメージ

を払拭しない限り、負のイメージの払拭が、結果的には、この法案の本当の真意を生かして、資本市場、自由主義市場の育成につながっていくと私は考えております。

そこで、さらに、商取の実態調査を農水省と経産省が共同で出したものが去年の八月に発表されています。私に説法でございますけれども、ちょっとと中身を見ますと、勧誘をされた理由、もしくはどうして商品先物をやり出したかというと、第一位が、個人の電話勧誘なんです。電話がかかつてきたりでありますよと言つたのが約三七%の人。次は、訪問されて、全く知らなかつたけれどもセールスされたからやつたというのが一七%以上。要するに、五割以上の人たちが、興味もなかつたし余りよく知らなかつたけれども電話と訪問勧誘でこれを始めたといったことです。それが今回、私が言いたいことの一つになつてゐるんです。

あと、国民生活センターの苦情や相談件数を見ますと、平成十七年、四年前は、商品先物取引に関する二千五百件、口コ・ロンドンまがいの海外先物、店頭が六百三件、平成十九年にはそれが逆転しまして、八百九十四件が商品先物の苦情相談、一千六百八十五件が口コ・ロンドンまがいの苦情ということになつていています。

今回の法案は、口コ・ロンドンまがいはきちんと抑えていくけれども、商品先物等については少し様子を見ようということだと思うんで。ところが、実際はこうやつて、まだ半分近くが苦情の相談に乗つてきている。

これをずっとおろしていくと、さらに、私がいろいろ調べた中で、御省がいろいろ出していらっしゃる分科会の御意見がそれぞれ載つてきています。これは経産の産業構造審議会商品取引所分科会の議論ですけれども、昨年の十月に第四回分科会で、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員の津谷裕貴弁護士さんが、ちょっとと要約すると、やはり大事なのは、みずから入つていつた人は大半は文句は言わないと、入り口が非常に大事であ

る、そのためには不招請勧誘は禁止しなければいけないというふうに弁護士さんとして言つて、資本市場、自由主義市場の育成につながっていくと私は考えております。

ガンダ、宣伝することによって抑えられる方法はないかと僕は思っているんです。

現実に、これによつて、例えはシロアリのセー
ス。

前、二〇〇三年から電話勧誘拒否登録制度というのが入っているんですよ。電話で勧誘しちゃいけないよ。今から六年前です。電話を受けたくない、セールスを受けたくないという消費者はフリーダイヤルで登録をして、もうその時点で一切そういうものはかかつてこないんだというふうになつております。もしそれに反してやつた場合は、最高一万一千ドルの罰金をすぐその場で払わなきやいけないと厳格に決めている。法制度じゃなくて、そういう登録制度があるよということを一般の、国内に宣伝しているだけなんですね。つまり、これはしなくちゃいけないものでもないですよ。それで、今現在、世帯数で言うと五千万世帯以上が入っているわけです。五千万以上です。私は、これは提案であります。

ルスかあこたり 布団かあこたり 振り込みます
あつたり、いろいろな部分を、まあ、振り込めます
欺はやりたいという人はいないでしようけれども、
自分から進んで、シロアリの問題とか、そわ
から何か不正建築の、直せとか、そういうのがい
るいろ来ているみたいですねども、それはまさ
にほんと、六割近くは訪問と電話工作で始まつ
てているわけです。
これを考えたときに、こういうようなものがあ
るんですねよというプロパガンダ、宣伝を、ぜひ宣
傳すべき二階大臣が音頭をとつていただき広げ
ていただきてもいいんじゃないかなということを、
これは法制度じゃありませんから、プロパガ
ンダ、宣伝ですから、二番目にちょっと御提案し
ていかたいたいと思いますが、いかがでござりますか。
○二階国務大臣　ただいま御指摘のありましたア

先ほども言いましたように、法制度ではいろいろかかるかもしれないし、きのう含めて、私どもの同僚議員の方からいろいろな御省との附帯決議のすり合わせもしていますけれども、法制度はもちらん時間がかかります、その間にどんどんどんどん悪人たちに食われてしまつてはいるということですね。

ですから、私は、この電話登録制度みたいなも

ルスがあつたり、布団があつたり、振り込め詐欺はやりたいという人はいないでしようけれども、それはまさにほんと六割近くは訪問と電話工作で始まっているわけです。

これを考へたときに、こういうようなものがあるんですねよというプロパガンダ、宣伝を、ぜひ尊敬すべき二階大臣が音頭をとつていただいて広げていただいてもいいんじゃないかなということを、これは法制度じゃありませんから、プロパグナンド、宣伝ですから、二番目にちよつと御提案をしていきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○二階国務大臣 ただいま御指摘のありましたアメリカにおける、商取引横断的に迷惑電話勧誘を希望しない電話番号の登録制度、これはすばらしい対応の一つだと考えております。

そこで、アメリカにおけるこういう制度が、商品先物に限らず取引一般について、希望しない対象として制度化をされておるということに対し、その実態等も我々も十分研究をして、消費者関連取引全体の制度のあり方の一つとして議論して

のがあつて拒否できるんですよということを、きのう御省の方がいらっしゃつて、商取の協会でしようかねなどと言うから、協会でもいいですし、行政府の方にこういう張り紙を張つて、嫌なセールスの場合はフリーダイヤルで登録できるんですねよということを知らしめるということとも、これはアメリカでは五千万世帯が六年の間に登録し終えているということですから、ともかく経産が率先してやることによつて、ひいては、ほかの金融商品もあるし、農林水産の先物もありますし、この商品先物はいろいろ三つの省に分かれていますけれども。そういうのを未然に防ぐことを御省がリーダーシップをとつてやるいい機会だと思っていま

アーラスかあつたり、布団かあつたり、振り込め詐欺はやりたいという人はいないでしようけれども、自分から進んで、シロアリの問題とか、それから何か不正建築の、直せとか、そういうのがいろいろ来ているみたいでなければ、それはまさにほとんど、六割近くは訪問と電話工作で始まっているわけです。

これを考へたときに、こういうようなものがあるんですねよというプロパガンダ、宣伝を、ぜひ尊敬すべき二階大臣が音頭をとつていただいて広げていきたいでもいいんじゃないかなということを、これは法制度じゃありませんから、プロパガンダ、宣伝ですから、二番目にならうと御提案をしていきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○二階国務大臣 ただいま御指摘のありましたアメリカにおける、商取引横断的に迷惑電話勧説を希望しない電話番号の登録制度、これはすばらしい対応の一つだと考えております。

そこで、アメリカにおけるこういう制度が、商品先物に限らず取引一般について、希望しない対象として制度化をされておるということに対しまして、その実態等も我々も十分研究をして、消費者関連取引全体の制度のあり方の一つとして議論していくことが必要であると考えております。

今度の法案の御審議に際して、各議員から御提案をいただきました新しいこの対策等について、我々は法案成立の後にも改めて振り返ってみて、段々の御提案にありましたように、今、不信の目で見られておるようないい取引制度が、もつといよいよにするために行政としてどうあるべきかと健全で、しかも明るいものになって、まじめな人たちが知識が足りなかつたがゆえにだまされてしまうというような、こういう悲劇を繰り返さないようにするために行政としてどうあるべきか、私ども経済産業省でどれだけの人数でこのことに対応しているかということを調べてみたんですけど、八十数名のメンバーで対応をやつておるわけ

で、何か必要で何か足りないのかどうかなどを積み、真剣に検討して、こうした悲劇をこの世界から払拭するという面で努力を傾けてみたいと思います。

今お話しのいわゆるドゥー・ノット・コールの制度については、私どもも改めて勉強してみたい。これは消費者庁ができたことも含めて、消費者のお立場を守るという面で政府全体として十分考えてみるべきことだと思つております。

○下条委員 ありがとうございます。
ぜひ議論、そして検討をどんどん進めていくていただきたいと思つております。

なぜかといたしますと、お言葉をいたいた後でさらには恐縮なんですが、私どもの方に、弁護士会の集まりが実施した相談件数とその被害金額といふのがちょっと入つております。十八年の一月に先物取引被害全国研究会というのがあって、そこで、たつた一日で相談件数が五百七十一件があつた。翌年の十九年の二月にも一日でやつて、三百七十五件あつて、二日間で、抜粋ですね、こういうのでありますよということであつた。

それは、全体で被害当たり平均が、そのたつた一日、つまり二年間で二日間ですけれども、平均で千二百九十八万円あつたということですね。これは、相談を受けた方のほとんどすべてが電話と訪問勧誘によつてあつたということになります。そして、そのうちの六割以上の方が、もう一回談じやないというふうに、一年以内で終えてしまつた。先物のセールスというのは、食い逃げみたいなどころがありまして、悪徳業者もいるし、いろいろあるんですけども、非常に多額の被害が出ている。

そこで、我々個人が、例えば銀行、信用金庫、信組、郵便局に口座を持っているとしたら、積み立てはすつとしていきますし、給料の振り込みはしてもらいますし等々、振り込み口座から振替等があるというのがあって、まず一回口座をつ

か解約しないですよね。一の銀行で二ついた
ら、積み立てをやつたり定期預金をする、いろいろ
ある。証券会社の口座もそうだと思います。け
れども。

ただ、この先物の口座だけに限つていえば、私
の手元に直近があるのは十九年と二十年なんです
が、十九年当初、口座数というのは約九万二千
あつたわけです。そして新規が四万六千。つま
り、私はいろいろな理由があると思うんですね。
でも、新規の四万六千というのは随分くせ者で、
前の年が九万二千あって、新規が四万六千になっ
て、十九年から二十年にかわったときに、次の年
の二十年の初めは口座数は九万八千なんですね。
ということはどういうことかというと、九万二
千口座があつて、四万六千つくつて、次の年に
なつたら九万八千にしかなつていない。つまり、
一人三つ四つ持つ人がいますけれども、口座数で
四万口座が解約になつて、たつたの一年でで
すね。これが実を言うと個人の取引の実態だとい
うことなんですね。

何回も言いますけれども、よければ続けるわけ
ですよ。何かしら、ああ、損した、大損した、
ちょっと損した、もう嫌だ、だまされた、怖くて
もうあの人には会いたくないとかいつて解約する
のがほとんどであります。

それで、その被害に輪をかけて、先物被害の救
済支援の相談に乗るという二次的な被害の先物事
件屋というのもそろそろ出てきているという話
で、さらに今被害が広がっているのが現状でござ
います。

そこで、私は、先ほど大臣が、議論をしてい
く、真剣に取り組んでいかなきやいけないとお話を
しになりましたけれども、ぜひスピードアップを
していただきたいと思うんです。この法案は、何
回も言いますけれども、いいと思います、最終的
には採決されると思いますけれども、私も賛成の
方に入りたいと思っております。

お願いをさせていただきたいと思います。

時間になりましたので、最後に、さつきちらつと申し上げましたけれども、日本の先物取引とい

うのは、工業製品は経産省、農産品は農水省、金融は金融庁と、私も財務金融をやっていますの

でいろいろ存じ上げておりますけれども、三省庁にまたがって、それぞれの管理状態になつてゐる。私は、今後の話として、これは二階大臣が、どんどん大臣の数が減つちゃつてなんということを申されていますけれども、一緒にするという意味は、大臣を一緒にすることじゃなくて、管理を一本化していくたらどうかなと思っているんです。

例えば、アメリカの場合は、証券取引と先物商品と二つに分かれている。イギリスとかフランス、ドイツ、シンガポールもみんな、全部一本化しております。それはなぜかというと、先物についてはほとんどが、先に売つて、その値段がどうなるかの情報さえ知り得れば管理状態は同じであつて、それから、悪者が入ってきたときのネガティブな部分の管理状態が共有できるということがある、そういう状態である。

これは時間が来てしまったので最後にしますけれども、今後の予定として、ぜひ、今すぐではないでけれども、少なくとも被害の横の管理、また情報の伝達をこれから進めていく、最終的には、諸外国、欧米並みに一本化していくべきじゃないかなというふうに思つております。これも御提案でございますが、大臣の御意見をお聞きしたいといふふうに思います。

○二階国務大臣 一本化ということも一つの考え方であろうと思いますが、まずは、三省が情報を共有して、相手方につけ入るすきを与えないように、こちらも専門的な対応をしていく必要があるというふうに思つますが、今度の新しい体制において、そうしたことに対し徹底を期してまいりたいと思つております。

○下条委員 以上です。ありがとうございます。

○東委員長 これにて下條みつ君の質疑は終わりました。

○近藤洋介君

本日は、商品取引所法の改正案の質疑の機会を

いたしましてありがとうございます。

今回、経済産業省はさまざまな法案、改正案を

提出されておりますけれども、今回のこの商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法

律の一部を改正する法律案、大改正であります。

関係資料を見ても一番分厚くて、厚みがあるから

大改正というわけではありませんけれども、条文

の量も含めて、また、恐らく中身もさまざまな改

正を盛り込んでおる、こう認識しておるところで

あります。ですから、伺いたいことはてんこ盛り

でありますけれども、限られた時間の中で、早速

質問に入りたい、このように思つております。

まず最初に、具体的な法案の中身に入る前に、

現在の商品市場の現状についてちょっとお伺いを

したい、こう思つておるんです。代表的な商品で

ある原油についてお伺いしたい、こう思つておる

んです。

委員長のお許しを得て、資料を配付させていた

だいております。この資料の一をごらんいただけ

ればと思うんですが、折れ線グラフでこの二年間

の原油価格の動向を示しております。

御案内のとおり、昨年、〇八年、もつと言つたとお

り、世界の石油市場は大変な

高騰を続けてきました。この高騰した

一つの大きな要因は、原油先物市場価格が大変急

上昇して現物の市場を引っ張ってきた、こういう

ことだらうと言われておるわけでありますけれども、現在、その高騰の要因になつてゐるのは、実

需というよりは投機マネーが先物市場に大量に流

入して高騰した。経済産業省・エネルギー庁が出

されているエネルギー白書でも、相当な部分が、

一時一バレル百四十五ドルになつたわけですか

ども、当時、実需はせいぜい七十ドル程度であつて、半分が投機たつたということを分析しているわけであります。現在の価格は七十一ドル程度、七十ドル強、このようになつております。さて、この価格でありますけれども、こしの二月からじりじりまた上昇しているわけですね。世界経済を見れば、百年に一度の危機だということで、めめたになつておつて、我が國も輸出産業が大打撃を受けています。経済全体が低迷をしている中で、じりじりじりじり上昇している。

そこで、まず最初に経済産業省にお伺いしたいのですが、現在の原油価格の上昇傾向というのは実需というのを果たして反映しているもののか、これをまずお伺いしたい。あわせて、原油市場、とりわけ原油先物市場に再び投機マネーというのが大量に流入する危険性について、政府は現在その危険性についてどのように見ているのか、まずお答えいただけますか。

○高市副大臣 今の原油価格の上昇でござりますけれども、足元の石油需要は依然として低水準でございます。在庫水準も高い状態でございますから、ファンダメンタルズから乖離していると考えております。今、近藤委員おつしやいましたとおり、金融市場からの資金の流入というものの影響が既に生じていると考えております。

これからの市場動向を見通すというのは非常に難しいのですけれども、市場は引き続き不安定な状況でござりますので、今後も注視をしてまいります。

○近藤洋介君 高市副大臣、ありがとうございます

ます。副大臣がおつしやつたとおり、私も、これ

は注視しなきゃいけない、こう思つておるんですけどね。これだけ経済が悪いのに、やはりお金というものが、ある意味で行き場を失つたお金というものが世界じゅうに流れ込んでいます。流れつかる、こういうことだらうと思つておるんです。

御案内のとおり、原油の先物取引というものは

大変発達しているわけですから、発達したこ

と自体はリスクヘッジとしてはいいわけですけれども、この結果、一方で先物の価格が現物の価格

にも大変大きな影響を与えているわけであつて、昨年は我が國経済が大変痛い目に遭つたわけあります。

要は、限度を超えたマネーゲームというものによる混乱を防ぐということが非常に重要なことを

あります。

○寺坂政府参考人 御指摘のとおり、原油などの商品価格につきましては、国民経済に大きな影響を与えるものでございます。ですから、当該商品の実際の需給を踏まえました、あるいはその見通しも踏まえました公正な価格が形成される必要があるものと考えております。

このため、商品取引所法におきまして、従来か

半数がその商品の売買等を行います事業者である

ことを探めておりますし、さらに、特定の取引参

加者が価格形成に過大な影響を持たないよう、いわゆる建て玉制限と呼んでおりますが、建て玉制限などの規制も設けております。

その上で、今回の法案におきましては、こうし

た公正な価格形成に関する取り組みを強化するた

めに、一定程度の数量を超えて取引を行つてい

る大口の取引の者につきましては、その状況につ

きまして、その商品取引所の主務大臣、経済産業大臣あるいは農林水産大臣、そういう大臣に対

する報告を課すこと、それから、相場が異常に過

熱しているような局面におきましては、その主務

大臣が商品取引所に対しまして証拠金の引き上げ

等を命ずる、これを法的に可能とする、そういう

規定を設けております。あるいは、取引所外の商

品先物市場の状況を把握できるような、そういう

仕組みを設けるなど、一層の規制の整備を行つて

いるところでございまして、改正法を成立させて

いただければ、こういった規定の適切な運用を通じまして、商品市場の透明性向上に向けた努力を行つてまいる所存でございます。

○近藤(洋)委員 今御答弁いたしましたが、さ
まざまな施策を入れ込んだ、これは評価したいと
思うんですね。この中で特に重要なのは、
異常な相場過熱時など緊急時における証拠金引き
上げ命令等の規定を整備した、大臣が証拠金の引
き上げ命令を取引所に出すことができる。要する
に、証拠金を二倍、三倍に上げるということは、
実質的にはその取引がかなりできなくなる、取引
を実際にさせなくなる効果があるわけですね。

改めて確認ですが、引き上げ命令等、この等の
中には一体何が入っているのか。大体、役所の文
書では等に気をつけないかぬのですが、この等の
中には恐らく取引所の閉鎖も含まれるのではないか
と解釈するんですが、その確認をしたい。この
等には取引所閉鎖という命令も含まれるのかど
うかということ。

あわせて、この場合の緊急時というのは一体ど
の程度のことかを指すのか。すなはち、例えば去年
の六月、七月の急騰など、これは急落の一つだと
思うんですね、亂高下ですから。こういった昨年
の大変な高騰のような場合は当然緊急時に当ては
まるのかどうか。

あともう一つは、例えば価格が実際に高騰を続
けなくとも、ある国で紛争が勃発した、またはあ
る国で革命が起きた、そういうときに、ある商品
がまさに急上昇する可能性がある、そういうこと
がかなりの確率で予想される、既にロンドン市場
では大変な高騰が起きた、時差を置いて日本市場
にも起きる可能性があるとなつた場合、予防的に
この措置を発動することもあるのかどうか。事務
方、あわせてお答えいただけますか。

○寺坂政府参考人 幾つか御質問がございまし
た。

まず、等の件でございます。

例えば、閉鎖が含まれるのかということでおこざ
いますけれども、閉鎖という意味が、取引所をな
います。

しにして、多分そういうことじやないと思いま
す。例えば取引の停止とか、そういう意味合いだ
と思います。そういう意味合いにおける取引の
停止、そういったことは等に入る、そういうこと
もできるようになっております。

それから、二つ目の御質問でございました、ど
ういう場合にかということでおございます。
先ほど私から答弁申し上げましたように、証拠
金の引き上げ等を命じることができるとしている
わけでございます。市場が異常に過熱しているか
否かといつたことについて、現実の商品の需給状
況から著しく乖離した値動きが生じる、そういうつ
たことによりまして国民経済に重大な悪影響を及
ぼすおそれが高いことをその判断の重要な要素と
考えております。

一般的な言い方で恐縮でござりますけれども、
例えば数値を設けて、これ以上になつたらとか、
そういうのはなかなかじまないのでないかと
思つております。経済環境、あるいはもうちよつ
と広い意味での環境の変化といったものとの関連
をどうとらえていくかとか、そういつた面があり
ますので、数値基準でということはなかなか難し
いのではないかと思つております。

実際のその運用のあり方、例えばアメリカで
は、少し前でござりますけれども、今回の時点で
はございませんでしたけれども、そいつた発動
例がかつてございます。そういうものも参考に
しながら、これをどのように運用していくのか。
考え方としては先ほど申し上げたとおりでござ
りますけれども、そういうことを参考にしながら
ますけれども、そいつたことを参考にしながら
た、革命があつて需給が大きく混乱する云々とい
う場合でござりますけれども、これも、見通し
と、それから実際に上がることとの関係をどのよ
うに考えるのかというのがござります。

足が予想されるような事態になる場合には、
ちょっと変な言い方だつたら恐縮でござりますけ
れども、値段が上がるということは、ある種經濟
原則の面もあるわけでございます。したがいま
して、予防的に、とにかく上がっちゃいけないとい
うことを最優先にして、それで発動というのを考
えていくのが本当に經濟原則とかいろいろなこと
を考え上で適当なのかどうかといったようなこ
ともあると思うので、そのあたりは、非常に
抽象的な言い方ばかりして恐縮でござりますけれ
ども、いろいろな經濟環境、それを広げたさまざま
な環境変化の中で価格がどのように動いて、あ
る種の水準はもちろんありますけれども、スピ
ードとかそういうものを考えながら判断をしてい
くことになるというふうに思つております。

○近藤(洋)委員 御丁寧に答弁いただき、ありが
とうございます。

審議官、確認なんですけれども、前回のとい
うか、〇七年、〇八年の原油価格の急騰は、今度法
改正が通れば、今回の発動の対象になるのかどう
か、具体例で聞いているんです。前回の上昇は証
拠金引き上げ発動命令の対象になるか、こういう
ことを聞いておるんですね。

もう終わつた話ですから、これは、あの程度の
レベル、私は大変な急騰だと思うんですよ。混乱
しました、日本経済は。のど元過ぎれば我々は忘
れていますけれども、大変な高騰だつたわけです
。あの場合は証拠金引き上げ命令の、実際発動
できたかどうか、それはいろいろなケースですか
らわかりませんけれども、当然検討の対象になつ
たのかどうか、發動するものだったのかどうかと
いうのを聞きたいのです。いかがでしょう

それから、具体例で先生からお話をございまし
た、革命があつて需給が大きく混乱する云々とい
う場合でござりますけれども、これも、見通し
と、それから実際に上がることとの関係をどのよ
うに考えるのかというのがござります。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

まず、証拠金の引き上げの発動命令の前に、こ
れは現在でもあるわけでござりますけれども、取
引所自身が、建て玉制限、それからサーキットブ
レークーと呼んでおりますけれども、値幅制限の
一つでござりますけれども、そういうものの採
用するなどといった取り組みは現在もなされてい
るわけでございます。

そういう取り組みがあつて、なおかつ異常な
状態というものがあるといったときに、政
府の一つの命令として次なる手をやることができ
る、そういう法的根拠を今回持たせていただく
とともに、これが本当に經濟原則とかいろいろなこと
を考えた上で適當なのかどうかといったようなこ
ともあると思うので、そのあたりは、非常に
抽象的な言い方ばかりして恐縮でござりますけれ
ども、これを先物の関係でどういうふうに評価
していくのか。日本の市場だけではなくて海外の
市場でも同様な動きがあつたわけでございま
して、海外も含めて、そのあたりをどのように評価
するのかというようなことは検証していく必要が
あると思っております。

それで、お尋ねの昨年のケースでございますけ
れども、これを先物の関係でどういうふうに評価
していくのか。日本の市場だけではなくて海外の
市場でも同様な動きがあつたわけでございま
して、海外も含めて、そのあたりをどのように評価
するのかというようなことは検証していく必要が
あると思っております。

そういう意味合いで、今ここで、昨年の例が対
象になるのかならないのかというの、まだそこ
に至るだけの十分な検証がなされていないとい
うことで御理解いただければと思います。

○近藤(洋)委員 審議官、せつかくつくつたわけ
ですから、やはりあのケースを前提に発動するも
のだと私は理解しておりますし、政府がそういう
ことを示すことが、私は市場主義者ですよ、だけ
れども、全世界がそうした市場の、時に暴力的に
なつてしまふものに対する反省というのを持つて
いるわけですから、そしてこういう法整備をつ
くつたわけですから、ぜひ検討していただきたい
と思いますし、審議官に御答弁いただいたよう
に、日本政府だけが単独で例えば世界の原油先物
市場に挑戦しても、これは負ける可能性があるわ
けです。そこはまさに、では米国当局そして欧州
当局と同時に連携をしてどうやってやるかという
国際連携は監督当局、政府の出番だ、こう思つわ
けですね。

ですから、ぜひ、こうした商品市場というのは
世界的に連動しているわけですから、大臣、せつ
かくこういつた緊急時の手当てを法的に整備した
わけですから、国際間の連携というのが極めて重

要になる、協調行動が重要と考えますけれども、今後の御所見というかお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○階国務大臣 ただいまの御指摘は、私ども、真剣に受けとめたいと思つております。

投資資金が今や国境を越えて活発に移動するわけですから、商品市場の透明性を高めるためには、海外の規制当局との連携の強化も、御指摘にありましたが、私は重要な課題の一つだと思つております。

先般、本年の四月であります、東京で開催されました第三回のアジア・エネルギー産消国閣僚会合におきまして、また先月イタリアで開催されましたG8エネルギー大臣会合、G8と申しましても参加国は二十一カ国ぐらい集まつております。その中で、消費国はもちろんであります、産油国も有力国が参加しております。私はそこで、商品先物市場の監視の強化、透明性の向上に関し、規制当局によるさらなる協調行動が必要であるということを特に主張いたしました。おかげで、同意する国々が多くあつて、合意がなされたところであります。

そして、機会あるごとにバイ会談等でも確認をしておるわけであります、産油国にとって価格は高ければ高いほどいいというものではなく違う、しかし、我々も安ければ安いほどいいということではなくて、安定価格帯というふうなものをお互いに建設的に考えていくことがそれぞれの国の発展にもつながることである、この主張は、大体、有力な産油国においても了解をされつつあるところであります。

そこで、二国間の問題でありますが、市場の監視の方について、昨年の十月にアメリカと、またことしの五月に英國と、それぞれ市場監視に関する協力の枠組みに関する合意を得たところであります。

経済産業省は、この点については最も重要な政策課題と考え、当局間の連携の強化に今後努めてまいりたいと思いますが、議員各位とも十分意見

の交換をしながら、この重大な問題に対しても、私どもとしては責任を果たしてまいりたい、最善の努力をいたしたいと思っております。

○近藤(洋)委員 大臣から大変強い御決意の御答

弁をいただきました。ここはやはり政府のというか、知恵が試されている部分だろうと思ひますので、ぜひ各国連携を進めていただきたい、こう思

うわけですね。

全体の投機マネーという話による急騰ということも、また、あと国際的な紛争なりなんなりに備えた経済の混乱を防ぐ上で市場の監視というのも重要なんですが、あわせて、個別の不正行為を防ぐという意味からも各國の規制当局の連携が重要だと大臣も御答弁いたいた、こう思つておる

わけであります。とりわけ、国境を越えた相場操縦行為といふんでしようか、これも最近ふえてき

れば、事務方、お答えいただけますか。副大臣に

お答えいただければなおりがたいですが、お願

いできますか。

○高市副大臣 国境を越えた相場の操縦行為の存

在でございますが、これは問題でございます。

商品市場の透明性向上というものは喫緊の国際的

的な課題で、やはり関係当局の間の協力を進める

ということが重要になつております。

この協力を進めるために、証券監督者国際機構

で、多国間の情報交換枠組みによって、各國が行

う法執行において必要な情報を相互に交換する環

境というものを整備しております。しかしながら

この枠組みに参入していくためには、我が国

の法令上、外國の商品先物市場の規制当局の要請に応じて、経済産業省が我が国取引所における個別取引情報を外國規制当局に提供し得るというこ

とが条件となつております。

今回の法案では、取引所における個別取引情報を提供し得るための規定を盛り込んでおりますの

で、外国において不公正取引を行つた疑いのある取引参加者の我が国における取引情報を外國当局

に提供するということを可能にいたしております。す。

○近藤(洋)委員 まさしく体制を整備された、こ

ういうことだらうと思うんです。

さて、今回、一般的な相場操縦といった不正行為、刑事罰の罰則強化も盛り込まれているわけであります。

ただ、これまでの実績を見ると、相場操縦行為など不正行為について、我が國の経産省にしろ農

水省にしろ、刑事告発をしたという実績はないわ

けですね。長い歴史の中で一度も相場操縦行為が

行われなかつたというのは、はつきり言つてなか

なか考えにくくて、恐らくどこかでやられていた

んだけども、それは見逃されたんだろう、見抜

けなかつたんだろう、こう思うわけです。

せつかくこの体制、国際間の枠組みをつくつた

ということなわけですけれども、では、こうした

市場監視に向けての体制は一体どうなつているの

か、こういつた不正行為を見抜くための人員は、

経産省そして農水省、それぞれどういう体制で何

人おるのか、お答えいただけますか。

○大下政府参考人 先生御指摘のとおり、相場操

縦行為等の不正行為の監視体制の整備をしていか

なきやいけないという認識から、経済産業省にお

きましては、昨年九月に市場分析監視室という部

屋を新たに設置いたしております。定員としては

六名配置しております。

この市場分析監視室におきまして、経済産業省

が所管しております二つの取引所から日々取引の

状況の報告を受けているほかに、市場監視のため

のシステムの開発を行つております。また、アメ

リカ等との市場監視のための協力枠組みの合意で

ありますとか、市場監視体制の強化に向けた諸外

国の規制当局との協議などの活動を行つております。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

今、経済産業省様からお答えがあつたわけでございますけれども、私どもも、相場操縦とか市況の状況をよく監視するというふうなことが重要だと思つております。実は、ちょっとおくれいでありますけれども、ことしの十月から、そういう市場を監視する専従の担当者二名を配置する予定にしておりまして、今後、ノウハウとかツールの強化もあわせてやつていこうとしております。

○近藤(洋)委員 人数が多ければいいと言うつも

りはないんですけども、私は詳しく述べていませんが、多分、ヨーロッパ、シカゴとかア

メリカの同等の組織と比べれば、恐らくたが一

け違うんじゃないでしょうかね。六名と二名、幾ら優秀な方々でも、本当に千人力でもなかなか大変なんじゃないか、こう思うわけです。

今までなかつたものをつくるということだから、頑張つてくださいとしか言いようがないのですが、これは非常にお寒いなという気がします

し、もつと言ふと、今後伺いますけれども、証券とも連動するわけですね。証券監視委員会、そ

してまさにこういう市場の監視というのは、ぱらぱらではなくて一力所できちつとやるという必要

もやはり出てくるんじやないか、こうも思うんで

すね。すべての商品が連動していますから、そこ

も含めて、やはり体制についてきちんとぜひ詰め

ていただきたい、こう思うわけです。

この話は重要なのでもつと伺いたいんですが、次の話を伺います。

今回の改正で、要是金融と商品市場の相互乗

り入れの話でありますけれども、可能になつたわ

けですね。子会社方式でなくとも、それぞれの市

場でも商品の品ぞろえをふやすことができるよう

に改正ができた。これ自体は、市場の参加者の利

便性を考えると非常によかつた、こう評価するわ

けであります。一つ大事なことが抜けてるん

じゃないか、こう思ふんです。それは、いわゆる

マーケットの役割というのは、一つの市場でい

るいろんなものが、品ぞろえの話と、あわせて市場

というのは、そこで決済ができるというのが市場

機能の大きな役割なわけですね。横文字であれども、いわゆるクリアリングハウスというか、清算機関でありますけれども、これを一つにすることが非常に重要なことです。

せつから商品が、例えば東京証券取引所で商品市場が扱えるようになつた、商品先物が扱えるようになつた、東工取で証券市場が扱えるようになつたなどとも、決済機関が別々ですと、結局財布が別々ですから、商品をお互いに、証券でもうけた利益を商品市場に流すとか、そういうふたつの通がきかなければ、市場が一緒でも参加者にとっては余り意味がないとも思うわけです。

商品分野では工業品と穀物がやつと一本化したわけですけれども、金融、証券、商品というのにはこれまでばらばらであります。今回の法改正で一緒にすることができるようにはなつたわけですけれども、これは認識しているんですが、大臣、こそこは、せつからここまで来たのならば、決済機関だけは先んじて一本にする、共同決済機関というものを考へるということを打ち出したらいんじやないか、こう思つんですが、いかがお考へでしょうか。

○二階国務大臣 ただいま御指摘のいわゆるクリアリングハウスであります、清算機関は、市場の参加者が安心して取引をしていただけるように、商品市場において行つた取引に関し、取引相手にかわつて債務を引き受けることにより、取引の確実な実施を可能とするものであります。

商品先物市場の利用者のうち、金融商品取引を行つてゐる機関投資家などの利用者にとつては、同一の清算機関において商品取引と金融商品取引の双方の清算を行うことは利便性が向上する、仰せのとおりだと考えております。

このため、本法案におきましても、商品取引の清算機関が金融商品の清算業務をあわせて行うことができるのを明確化することなどにより、御指摘をいたしました共同決済機関の実現に向けた制度上の障害はなくなつたもの、一歩前進だと

思つております。

ただし、共同決済機関が実際に創設されるか否かについては、商品清算機関など関係者の経営判断による部分もありますので、経済産業省としては、今回の法改正を踏まえ、関係者の真剣な議論を促したい。関係者と申しますのは当然金融庁であり農林水産省であり我が経済産業省であるわけですが、今日はこの委員会における御答弁だけではなくて、そうした面について引き続き真剣にやつていただきたいと思つております。また、監視体制についても、六人と二名とでは大変お寒い限りだという意味の、非常に理解のあるお話をいただきました。

最近は何でも公務員は減らせ、そして縮小しろということが何となく国会内外でも合唱されているような状況の中、こうしたことに対する人の要求等も萎縮して考へている。何が重要か、何が国民のためになるか、何が国益を守るかという視点で、もっと関係当局も真剣な対応をしなきやいけない。減らせと言われているから減らすんだという程度のことなら、人がいてもいなくてもいいわけですから、この点のしつかりした体制をつくつていきたい。八十兆円を八十人で監督しているわけですが、これも、これでいいのかどうか、何が国民のためになるか、何が国益を守るかということも私は悩んでいるところであります。

また、与野党の先生方の御意見等を十分拝聴いた上で今後判断をしていきたい、このように考えております。

○近藤(洋)委員 大臣、特に後段の部分、御見識を表明していただきたいがたいな、こう思ふんですね。ここは本当に、先ほど来、商品先物市場の消費者とのトラブルの話も出てきましたけれども、要は、相場操縦だとかそういうことで陰で笑つてゐる者がいる、これに対してきちっとチエックするということは非常に大事なことでありますし、ぜひそこは、どういう体制がいいのかというのを真剣に御議論していただきたいと思いますし、我々も提案をしていきたい、このように思つます。

クリアリングハウスの共同機構についてもぜひ御検討いただきたいと思うんですね。決済機関の話というのは非常に地味な話なんですかけれども、ただ、市場参加者にとつては非常に大事な話でありまして、ここがきちんととしているところの市場は不安で入れない、こういうことだと思います。

先ほど同僚議員の方が、日本市場の規模が大きくて小さくとも、規模の大小はともかくいうお話ありました。それは一つの考え方だと思うんです。要は、債務不履行になつたときに、その決済機関の財産が小さいと、債務不履行になつたときの基金がないと取りつけられてしまうといいますか損失が補償されない、こういうことになるわけですから、決済機関が、大きな決済機関でしっかりとした財政基盤を持っていないと、世界のプロたちから見ても日本市場には入れない、違うところに行こう、こういう話にならうかと思うのです。

そこで、お伺いしたいんですけど、例えば商品市場の場合、この資料に、我が国は日本商品清算機構というのがクリアリングハウス、株式会社日本商品清算機構が決済機関になつてゐるわけですから、この決済不履行準備金というか基金は現在十二億円というふうに聞いております。これも、恐らく海外のそれなりの規模のところと比べると相当見劣りする水準だと思われます。が、この基金の増強策、一体どういった規模まで、いつまでに強化されるのか、具体的な強化策が必要だとお考へであれば、お聞かせいただきたいんですが。

○近藤(洋)委員 御案内のおとおり、現在国内には四つの商品取引所があるわけであります。この四つの商品取引所の経営は今急速に悪化しておるわけであります。東京工業品取引所は二十一年三月期決算で初の最終赤字、経常赤字に転落、穀物取引所も二十一年三月期で最終赤字に転落、そして中部大阪は三期連続の赤字、関西商品取引所については私の手持ちの資料では少なくとも五期連続最終赤字が続いている、こういうことなわけですね。

私は、少なくとも、これは常識で、これだけこのような状況になつて、残念ながら、中部大阪商品取引所が三期、関西商品取引所については五期の赤字が続いているということは、これはもう事業

積立金の金額を引き上げていくことが必要であることを合意いたしております。当面の目標額としては、五年以内程度を目標に、現在、十九年度において十二億円であった積立金の金額を八十七億円まで増額していきたいということで関係者が努力しているところでございまして、二十年度の段階で二十億円まで増額ができるというふうに伺っております。

○近藤(洋)委員 ゼひここは強化を急いでいただきたい、こう思つわけであります。ただ、やはりこれがだけ市場が小さくなつていれば、その分、積立金を積む財源がなくなるわけですし、何らかの措置がやはり必要になつてくるのではないかという問題提起は、ただ黙つていて上位のものでもなかろうと思つておりますし、これはぜひ検討していただきたいな、このように思つております。

時間が参りましたが、同僚議員の御理解をいただいて、最後一問だけ、この質問で終えたい、こう思つわけでありますけれども、資料の二に商品先物市場の現状、そして三枚目には商品取引所のそれぞれの現状のことを書いている資料を配付させていただいております。

御案内のおとおり、現在国内には四つの商品取引所があるわけであります。この四つの商品取引所の経営は今急速に悪化しておるわけであります。東京工業品取引所は二十一年三月期決算で初の最終赤字、経常赤字に転落、穀物取引所も二十一年三月期で最終赤字に転落、そして中部大阪は三期連続の赤字、関西商品取引所については私の手

再編というか統合というような、経営という観点から見ても、ある意味で相当真剣に考えなければいけない課題ではないか、このように思つんですね。穀物取引所も赤字であるわけですから。

この統合のメリット、デメリットについては当委員会でもそれぞれ御答弁がございました。御答弁がございましたが、メリット、デメリットを考えるのは当然でありますけれども、現実の足元を見ると、もう経営としても成り立たなくなりつつあるんじやないか。だとすると、これはもう統合ということを真剣に打ち出すか、ないしは、いつまでに黒字に転換するんだ、という明確な経営を打ち出さなければ、これは大問題なんじやないかな、こう思うわけですね。

改めて伺います。私は、日本の市場機能を存続させるためにも、ここはもはや統合ということを視野に置かなければ、日本の市場機能自体が失われてしまうという危機感を持つわけであります。統合を考えない、この時点で明確にしないといふのであれば逆にお伺いしたいのですが、では、いつまでにそれぞれの取引所を黒字にされる計画があるのか、いつの時点だつたら黒字になれるのかということを答弁する責任が監督当局としてあるんじゃないかなと思いますが、経済産業省、農水省、それぞれお答えいただけますでしょうか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。
取引所の数が減つてきておって、取引所の所在地にかかるわらず、利便性の高い取引所において取引を行うことが可能になつてきました、こういった動きが進んできているというふうに考えてござります。また、法整備によりまして取引所の合併が容易に行えるようになつたというふうに考えてございます。

統廃合そのものにつきましては、基本的には取引参加者等の声を踏まえながら当該取引所の経営判断として行われるものと考えておりますけれども、取引所自身あるいは取引所関係者、そういう中でさまざまな議論が起つてきているというこ

とは承知しております。

経済産業省といたしましても、我が国の商品取

引所が一層の競争力のあるものとなるよう、こ

ういった関係者間の検討を促していきたいと考え

てあるところでございます。

○平尾政府参考人 東京穀物商品取引所等の状況

について、委員御指摘のとおりでございます。私どもも、今、経済産業省様の方からお答えが

ありましたように、穀物等の農産物商品取引所に

おいても、やはり産業基盤としての重要な役割が

期待されているわけでございますから、その取引

所が的確かつ安定的に運営されるというふうなこ

とが非常に重要なと思つておるわけでございます。

一方、先日もあれでござりますけれども、穀物

取引所は現在会員制の民間組織ということで、ま

ずはこういう実態をきちんと踏まえて、産業イン

フラとしての機能を的確に果たす上でどうあるべ

きかというふうなことをしっかりと議論していただき

おるのかということがあります。東京穀物商品取引所でございます。これは、御

指摘のとおり、二十年度の決算が赤字に転落した

ということを受けて、東京穀物商品取引所は中期経

営計画というものを策定したところでございま

す。それによりまして、東京穀物商品取引所は、

二十三年度に営業キャッシュフローの黒字化を目指すというふうな計画を立てて、今鋭意取り組んで

いるところでございます。

私どもは、この農産物市場が、こうした取り組

みにしつかり取り組んでいただいて、引き続き、

○近藤(洋)委員 時間ですので、終わります。

○東委員長 これにて近藤洋介君の質疑は終わり

ました。

次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 何問か質問をさせていただきます。民主党衆議院議員の大島です。

数日前に、珍しく室内と一緒に夜の八時以降白

宅の賃貸マンションにおりましたら、ピンポンと押されまして、うちの室内がだれかなと思って出ていきましたら、あるマンション会社の営業マン

なんです。営業マンが、要は、マンションがあと

三棟残つているからどうですかと売り込みに来た

わけです。これを迷惑と思うかどうかというところ

で、普通の人は迷惑と思うんです、夜の八時以降ですから。自分は、営業マンですから、立派な営業マンだと思いました。こうやって一軒一軒見込み客を発見する営業マンの姿は、やはりこれは

我が国産業に、迷惑かもしれないけれども、少

しは寄与しているのかなと思った次第なんです。

ですから、営業というのは、今回の不招請勧誘、要は求められないのに物を売りに行くという

ことについて、いい話をこの間聞いたのは、商品

によって違うという話を伺いました。元本が割れ

誘、要は求められない商品は売りに行つちや

くことについて、いい話をこの間聞いたのは、商品

によつて違うという話を伺いました。元本が割れ

ない。元本がなくなる商品、例えば株式もそうか

もしれないし、債券もそうかもしない、元本は

なくなるんだけれどもそれ以上損しない商品につ

いては、一回ぐらいは電話をかけてアプローチし

てもいい。そしてしつかりと元本が保てる商品に

ついては、元本が減らない商品については自由に

販売していいよ。そういうカテゴリーを分ける

という話を聞いて、なるほどなと思った次第なん

です。

自分自身も、実は衆議院議員になる前の五年間

は毎朝営業の電話をかけておりました。自分は衆

議院議員になる前の五年間は保険の外務員をして

いて、生命保険のセールスをしていたのですか

す。電話をかけるということは、僕は、自分自身

にとつては結構営業の根幹かなと思つております。

ですから、今回の不招請勧誘のように、不招請

勧誘、これは僕は禁止すべきだと思います。やは

り、元本を割り込んで、さらに大きく損が出る商

品というのは、買いにいらつしやる方しか売つて

はいけない。こちらの方からむやみやたらに売り

に行くのはいかがなものかなと思います。

今回、取引所内取引のクレーム数が減つていて

取引所外取引がふえているというの、私が推察

するに、営業マンは同じだと思うんです。これまで

で取引所内取引で外務員をしていた人が、そこで

食えないからこちらの方の、海外の先物とか店頭

の取引の方に移つていったということで、実態は

変わつてないと思うんですよ。

先ほど下条委員の方から質問が何点かあります。

これから、要は会社がなくなつてしまふかも

しない。あるいは規制を強化するかもしれない

から、駆け込み的に、悪いことを承知で販売をし

て、強引に損をさせるという取引が横行するリス

クが高いかなと思つてゐるんです。その点につい

て、政府参考人の方から御決意、あるいはどのよ

うにそれを取り締まつていくのか、聞かせていた

て、政府参考人の方から御決意、あるいはどのよ

うにそれを取り締まつていくのか、聞かせていた

だければありがたいんですけども。

〔委員長退席 岸田委員長代理着席〕

○大下政府参考人 議員御指摘ございましたけれ

ども、今回の法律改正によりまして、海外先物取

引の部分と取引所外取引について新たに許可制が導入されるということでございますので、今許可

が今まで営業している人たちは、許可がない

と営業ができなくなるということです。

そこで、悪いことをして、許可制が入るまでに稼

ぐだけ稼いぢやとうというよからぬやつが出ては

いけないという御指摘かというふうに思います。

その部分につきましては、現行の法律の中

で、我々、しつかり立入検査、処分を行つことに

よつて、そういったことを許さないということです。

そこで、もうまいりたいというふうに考えております。

○大島(敦)委員 先ほど御指摘がありましたとお

り、恐らく人数も大分少ないかなと思うんですねけれども、本当に損する人が出ないよう、ぜひお願いをいたします。

そして、大臣には、結構営業にも商品によって大分特性がありまして、今回の先物のようものは本当に厳格に禁止をした方がいいと僕は思つてます。されども、ちなみに保険商品でも、生命保険のように、商品の特性柄、健健康な人にも入つていてただかなければいけない商品は結構営業が強くなるわけです。損害保険のように、要は、自動車を買つたら自動的に皆さん買ひに行かれる商品は、余り営業が、弱くなるわけですよ。ですから、商品によつてそれぞれ営業の特性があるのですから、その点も加味しながら、今後、消費者行政の中では、悪いところはしっかりと取り締まつたければいいのかなと考えているんです。

それで、農水省に伺いたいんですけども、おととい見に行つてきたんですよ、東京穀物商品取引所と東京工業品取引所。午前中なんですけれども、二つとも見に行きました。東京穀物商品取引所なんですけれども、売買の仕方が二種類あると伺つたんです。一つは、何か午前中三時間でも、一時間ごとに一節、二節、三節といつて、その節ごとにそれぞれ取引が行われる。もう一つが、ずっと場が立つていてというのがあつたんですけども、その点についてもう少し詳しく教えていただけますとありがたいんですけども。

○平尾政府参考人 委員御指摘のとおり、穀物取引所におきましては、いわゆる板寄せといつて、一定の時間に売り手と買い手、その参加者が取引をするという手法があります。もう一つは、ずっと売り手、買い手の取引が随時出てくるざらば取引というのであるわけございます。

もともと穀物取引所は板寄せを中心にやつておりまして、これは、ある意味では、一举に取引関係者が売りと買ひの情報を持ち寄つて取引をさせることですから、非常に効率がいいとふうなことがあります。また、取引が小さいものについては非常に適切に対応できる。一方、

取引量が多かつたり、あるいは海外の状況は、株もそうですけれども、ずっと開いていて、どんどん状況を見て入つてくるというふうなことですから、国際的にはざらばというのが一般的になつておるわけでございます。

今、穀物商品取引所の方は、今後この取引形態についても、工業品取引所とのシステムの統合化というのも検討しておりますし、そういう意味では、今後国際的な対応ができるようにしていこうというふうに検討を進めているところでございまます。

○大島(數)委員 東京工業品取引所は数年前にシステムを変える決定をして、大臣も御承知のとおり、五月から新しい世界標準のシステムが、おこなはればせながらなんだけれども、しっかりと運用され始めているわけなんです。

それで、東京穀物商品取引所なんですけれども、も、取引所の特性があつて対応がおくれたかなと自分は理解しました。やはり、会員会社が集まつて取引所をつくつてあるのですから、そこの経営者というのは、商工会議所とかあるいは商工会の会頭なり会長さんと同じように、それぞれの会社の、要是メンバーの意思を聞かないとなかなか改革というのかな、対応がとれなかつたという実態があると思うんです。ですから、この東京穀物商品取引所は、そのためにワンテンポ、ツーテンポ、スリーテンポぐらいおくれたのかなと思っているのが一点。

もう一つ、今回、不招請勧誘を禁止することは、厳格に禁止した方がいいと思つてるのであります。これは、先ほど言つた、要は消費者の側の御迷惑あるいは損失を防止することはあるんですけども、そのことによつて、洗練された商売をやつていらっしゃる、この会社のことを商品取引所においてある程度、僕は、おとといの自分が受けた印象は、ここは市場の意思がないと多分なくなると思います。それで、農産物だから、多分規制がたくさんあって、なかなか扱えない商品が多かつたりもするとは思うんですけど、だから、この穀物商品取引所を見た自分の感想としては、結構厳しいですよ。先ほど近藤先生の答

弁に、三年後黒字化すると言つたけれども、これは相当厳しいと思うのです。先ほど言つた板寄せで、やつていつしやる、この会社のことを商品取引所についても、マーケットだと、大豆の中でも遺伝子組み換えをしていない大豆は非常に特殊な大豆としても商品として位置づけられたりして、その特殊性もあるわけですね。ですから、こここの穀物商品取引所について、現状のざらば取引にある程度移行せざるを得ないのかなと思っています。

そのときに、一緒にやることが本当に正しいかどうか。一緒に今やろうとしているわけですよ、この二つの取引を。ひょっとしたら分けた方がスマートにいくのかなと僕は思うんだけれども、その点について考えがあつたらお聞かせください。

○平尾政府参考人 委員御指摘のこの二つの取引手法については、非常に悩ましい問題でございます。

今まさに委員から御指摘がありましたように、これは工業品取引所も同じでございますけれども、取引量が非常に少なくなつて、そういう中で、コストをかけないでやるというふうなことを今やらなきやいけないという前提になつております。

そういう意味では、幾つかの商品はやはり板寄せでやつた方がいいというのがあります。一方、今後将来、東京穀物商品取引所が、国内の実需者、当業者のニーズにこたえて、あるいは投資家のニーズにもこたえて、将来はそれがきちっとした国内のニーズを受けて機能を発揮し、さらには

国際的にも一つの価格形成の場としてのプレゼンスを確立できるということのためには、やはり海外からのいろいろな投資家、利用者のニーズにもこたえていくというふうなことをにらんだ対応が必要だと私どもも思つておりますし、穀物商品取引所もそういう認識で今改革に取り組んでいます。

そういう意味では、御指摘のありました組織形態についても、意思決定の迅速化とかあるいはバランスの強化というふうなことで株式会社化というのを今検討しておりますし、年内にはそういう方向で整備するということでございます。

システムについても、これは東京工業品取引所とのシステムの統合というのを今スケジュールを決めて取り組んでおりますので、今経営状況が非常に厳しいわけでございますけれども、それとの両にらみをしながら、しっかりと期待される機能が果たされるように着実に取り組んでいただきたいと思っております。

○大島敦(教)委員 二階大臣、もしもこの東京穀物商品取引所の穀物を生がそうとすると、今の工業品の取引所のシステムは対応可能と僕は聞いたわけなんですよ。新しく入れた工業品の取引所のシステムというのは、これはざらに取引であれば要是可能だと聞いていまして、極端な話、こちらの今の穀物の商品取引所は極めて国内で大切な実物が動いて、いい大豆とかいいトウモロコシがやりとりされていますから、これは日本の独特な商品取引所として残すという道もあるかもしれないなと。

グローバル、要は、日本国として考えれば多くのプレーヤーに参入してもらった方がいいわけですから、工業品の取引所の中で穀物を扱つても構わないのかなというぐらいのことが僕は必要かなとは思つてます。競争させることが必要だと思うわけです。やはり、三年間じやなくて、ことし行つて来年ぐらいで始末しておかないと取り残されるとかなどと思うんです。

もう一つは、先ほど政府参考人もおつしやつておられた営業というやつなんですよ。これまで、個人の方には特に高齢者を中心になん営業しに行つたんだけれども、機関投資家とか、要是はマーケットを使つてくれる人に対する営業というのではなく穀物の方はしていなかつたんじやないですか。そういう理解でいいでしようか。

○平尾政府参考人 委員御指摘のとおり、取引所という場を提供しているという性格上、どうしてもそこ自体へは余り営業していなかつたというふうに思つています。

御指摘のように、当業者が基本でございますから、当業者に対する営業を今回強化するというふ

うなことで、組織も見直して、今鋭意取り組んでいるという状況でございます。

○大島(教)委員 組織の見直しとともに、要是、新しいシステムを入れたり新しい体制をつくつたら、その自分のところの取引所を利用していた

だく、商社の方もいらっしゃる、あるいは機関投資家の方、あるいは自分で多くの金を運用されている方も世界じゅうにいらっしゃるわけですか

もらうとともに、要是使いやすいマーケットにしなければいけない。

多分、工業品についても、あるいは穀物についても、要是、営業の用語だとファクトファインディングというんですけれども、相手が何を求めるかについて一切今までスタディーしなかつたから、このようガラバゴス化した取引所として残ってきたのかなと自分は思つてゐるんですよ。ですから、今後どういうふうな方向でやつていくのが、工業品の取引所を所管している政府参考人にも聞きたいんですけど、大臣の方に最後に一問だけさせてください。

今後、日本の商品先物市場の育成というのは必ず思つてます。やはり、三年間じやなくて、ことし行つて来年ぐらいで始末しておかないと取り残されるとかなどと思うんです。ですから、その点について、最後に大臣の御見解を伺わせていただければ幸いと存じます。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕
○二階国務大臣 私どもとしては、たいたいままでたくさんの御意見をちょうだいいたしております。商品取引所というものを、今回この法律を御審議いただいておりますが、この御審議を通じてちようだいした各党からの御意見、一々もつともだという点がたくさんあるわけであります。

加えて、この問題に対しても、御案内のとおり、金融庁、農林水産省、そして私どもが連携して対応しているわけありますが、他の閣僚にも御相談を申し上げ、こうした御意見をちようだいしたことを踏まえて、改めて、国際的な場で日本

の商品取引所が活躍できるような場を求めて、努めをしてみたいというふうに思つております。

○大島(教)委員 ありがとうございます。

○東委員長 これにて大島敦君の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、最初に政府参考人の方に伺つておきたいというふうに思います。

市場参加者の構成を国際比較すると、ロンドン金属取引所は一〇〇%当業者間取引ですね。それで、合わせて大体八〇%ぐらい、つまり個人投資家は二割以下ですね。ところが、東京工業品取引所では個人投資家が五五%，東京穀物取引所では個人投資家が二割以下。

海外の市場が当業者と機関投資家などプロ中心の市場であるのに対して、日本では、言つてみれば素人が中心になった市場のために、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能を十分發揮できな

い、そういう状況にあるのではないかと思ひます

が、伺つておきます。

○天下政府参考人 プロ、アマの区分、あるいは個人投資家の参加している比率ということで御質問がございました。

プロ、アマの区分につきましては、国ごとに区分に相違がありますので、一概に比較することは難しい面がござりますので概数でのお答えになりますけれども、取引所参加者のうち個人投資家等が占める割合は、取引枚数ベースで考えますと、東京工業品取引所においては四割前後、それからニューヨーク商品取引所、シカゴ商品取引所等においては一割前後だというふうに理解をいたしております。

○吉井委員 要するに、素人の参加で、本来的なリスクヘッジとか、あるいは公正な価格の形成という機能がなかなかうまくいかないという問題がありますが、この素人の参加について、ちょっと

別な角度から聞いておきたいんです。例えば、政府参考人に伺つておきたいんですが、次の三つの言葉でいいんですかね、頭重し、あんをつける、これは素人にわかると思いますか。

○天下政府参考人 議員御指摘の言葉は、素人の方には理解していただくのが難しいというふうに思ひます。

○吉井委員 業界用語なんですね。これは商品取引所の用語集などでは紹介されていて、実際にやつている方たちは頭に大分入つていると思うんですね。あなたでもなかなかこれを何の意味かわかるかと聞かれたら、説明するのに困りはると思うんですけど、業界用語もわからないまま素人が先物取引に参入するなどというの、非常に危ない話だと思います。それなのに、現在、店頭で届け出業者として市民から出資させ、海外商品取引所で取引したり、市場外取引の形で素人の先物取引ができるというの現状ではないかと思ひますが、どうですか。

○天下政府参考人 特に、御指摘ございました海外先物取引それから店頭市場においては、一般委託者に対する被害が続発しているというふうに認識いたしております。

○吉井委員 それで、前回も議論しましたけれども、これは大臣にちょっと伺つておこうと思うんですけれども、先物取引というのは、リスクヘッジとか公正な価格形成という大事な意味があるわけですね。しかし、もともとヘッジ等の必要性がない一般消費者が相対で業者と、建て玉制限なし、証拠金、低いとか事実上なしの店頭商品デリバティブ取引を行ふ経済合理性というものはほとんどないと思うんですね。

特に、レートの選択など、その商品設計が業者の意のままであり、一般消費者の側からすると、みずから利益を守れる環境にない分野、情報の非対称性というものがありますが、言ってみればただ純粹に賭博をするだけということになつてきますから、素人には大変危険な取引であり、やは

りこれは、素人の方に、一般消費者に損失が生ま
れないよう、消費者保護という立場から、大臣
としてきっちと対処されることが必要ではないか
と思うんですが、お考えを伺つておきます。

○寺坂政府参考人 商品先物市場の本来の機能
は、御指摘のとおりでございまして、商品の需給
状況あるいは将来の動向に関する見通しなどを踏
まえまして、目安となる商品の公正な価格が形成
され、それから事業者がリスクのヘッジ取引、こ
ういったことを可能にすることにあるというふうに
考えております。そういうことでございます。

話して売買をする、こういう形で、取引所に行かない取引が今急増していますね、いろいろな問題を起こしたわけですけれども、先物取引所とかかわりなく取引し、投資銀行がそういうやり方で九〇%実質的に支配しているというのが、先物取引に対する投資銀行の支配という、現実にOTCに見られる実態です。ですから、店頭商品デリバティブ取引について、参入業者の許可制と無許可営業の取り締まりの強化というものがやはり必要だと思うんですね。

品市場における取引などをしないで、自己がその相手方となつて取引をさせる、これをいわゆるのみ行為と呼んでおるわけでございます。

これは、商品市場への取引を委託者の注文どおりにつながない、そういったことによります弊害等を防止する観点から禁止規定を設けているわけでございます。これはのみ行為でございますので、本来的な二者間の相対取引、そういった場合にはなくて、注文あるいは委託を受けてこれをつなぐといいますか取引する、そういう取引所における取引を前提にした行為でありますので、店頭商品デリバティブ取引こちらで、今申上げましたよ

みると、年間を通して余り変わらないですね。少しふえておりますが、その入れかわりは大体二割ぐらい。しかし、一般個人の口座数は、二〇〇六年以来七年にかけて減少しているだけでなく、新規参入者が六割近い。つまり、多くの人が、一年目はもうけさせてもらつて、続いていると大損をして、そしてやめていく。新しく参入することによって減った分が埋め合はせされるといいますから、今はそういう傾向が見られるのではないか。

○寺坂政府参考人 取引への参加あるいは退出、

口コ・ロンドンまがい取引など、悪徳業者を野放しにすれば、するものであり、これを押おさへなければ、このままの状態が続くことになります。ですから、建て玉制限、値幅制限をし、また店頭で届け出業者として市民から出資させて、海外商品取引所で取引することは禁止すると。

○吉井委員 店頭商品先物取引、商品デリバティブなど、取引所外取引、海外先物取引、海外先物まがい取引等を許可制それから届け出制など規制の対象にするということについては前進面だといふうな意味でののみ行為というものが該当することは想定されないのでないかというふうに考えてございます。

最近時点におきましては、商品取引員、商品取引会社の統廃合とか廃業とか、そういういたものが一部あることはあると思いますけれども、いたしましても、取引をおやめになる、あるいは移った場合に増加とか、そういう要素がござります。

となく多様に行われる、いわば市場に厚みを与える、そういう意味合いでおきまして、公正な価格形成に資する面もあるというふうには考えております。

ただ、御指摘のとおり、一般個人にとりましてはリスクが高い取引である、そういう側面を有していることも事実でありますので、現に、適合性

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。
せない、そして証拠金を高くして、証拠金に対する取引の比率を下げる、こういうふうなことで賭博行為規制を強めないと、のみ行為でエンロン・ループホールをつくってしまうのではないか、こういう問題が出てくると思うんですが、この点についてのお考えを聞いておきます。

うふうに思うわけですが、しかし、レートの選択など、商品設計が業者の意のままなんですね。一般消費者がみずから利益を守れる環境にないため、損害を受ける可能性が非常に高い。また、取引所外取引というのは必ずしも取引所とリンクしていないわけですし、証拠金や建て玉制限などの規制がないため、金融市場のヘッジのための投機機

新たに取引に入る、そういう変換がかなり大きい部分あるということについては、そういう要素があると考えております。

の原則、あるいは再勧誘の禁止、そういうしたもののが取引所取引についてございますけれども、新たに、顧客からの要請なく一方的に勧誘を行いますいわゆる不招請勧誘の禁止規定を導入、それで具体的に対象を指定する、そういうことによりまして委託者保護の強化には努めてまいりたいとうふうに考えておることでございます。
○吉井委員 店頭取引が賭博、のみ行為に当たらぬのは、これは法律で認められているからなんですね。
アメリカのOTC、店頭取引市場で見てみますと、ヘッジファンドが投資銀行のディーラーに電

店頭取引に関しては、今回、許可制を導入することによりまして、参入規制を導入し、あわせて行為規制、そういうものの徹底をしていくということでございますし、あわせて、るる申し上げておりますように、不招請勧説の禁止規制についても導入をする、そういう方針であるということをございます。

マネーが資産運用目的で投入され、商品市場を擾乱させる要因になりかねないという問題があると思います。

素人の一般市民が投機マネーの資金源にされているという状況を見ると、けさほども他の方から御質問もありましたが、個人投資家の損益状況を見ると、利益者が三三%で損失者が六七%という状態ですね。一人当たり損失額でいくと二百五十分円。被害、トラブルの六割が不招請勧誘であり、商品取引所商品でも依然として一千件弱の被害が今存在しています。

それで、プロの口座数がどうかというのを見て

第一類第九號

託者の方が意に反して契約をしたり、あるいは被害に遭つたり、そういうものがこれからなくなるといった効果があるのではないかというふうに考へておるところでございます。

いずれにいたしましても、そういうトラブルの実態といつたものにつきましてはしっかりと監視をしてまいりたいというふうに考へてございます。
○吉井委員 今もお話をあつたように、要するに利益を出した人より損失を出した人が多くて、損失が出るものですからどんどん変わっているんですよ、素人の場合。プロの場合は、ふえ方はわずかであつても、そんなに入れかわりはないわけですか。

そこは認められたわけですが、三百四十九条で特定店頭商品デリバティブ取引業者が法律で認められていることから、この業者と商品先物取引業者とが、三百二十九条で、相場による賭博行為の禁止から除外されていますね。刑法の賭博罪に当たらないとしているわけです。しかし、私の差金決済取引というのは賭博罪等の構成要件に該当する行為ですから、やはり当業者をベースにしたりスクヘッジ機能など、プロ同士の取引のみに限定して、一般消費者が巻き込まれて被害を受ける事態はなくす。

それで、大臣も大分やりとりを聞いてもらつたんですけど、一般消費者が巻き込まれて被害を受ける事態をなくすということについて、やはりきちんとしなきやならぬと思うんですが、これは大臣に伺つておきたいと思うんです。
○二階国務大臣 一般個人がトラブルに巻き込まれることはまことに残念なことであります。また、この業を所管する経済産業省としては、今後十分意を用いていかなくてはならないというふうに思つております。

す。一般個人を相手方とする被害は抜本的に解消していくべく努力をしてまいりたいと思つております。
○吉井委員 その不招請勧誘の禁止について、政令で指定するということにしてますね。当面は店頭デリバティブのみを検討しているようですが、被害が急増している海外商品先物取引、海外先物オプション取引についてもやはり早急に実施すべきだと思いますし、さきの金融商品法改正で、店頭外国為替証拠金取引について不招請勧誘の禁止が行われ、悪質な業者が淘汰され、苦情、被害件数は減少しています。
ですから、最低限として店頭取引は不招請勧誘を禁止すべきではないかと思うんですが、この点どうですか。

○寺坂政府参考人 いわゆる不招請勧誘の禁止規定の対象でございます。
一般個人を相手方とする場合には、すべての取引所外取引、それから取引所取引につきましても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつております取引以外のものを政令で指定し、その対象とする方針であります。こうした措置によりまして、一般個人を相手方とする被害は抜本的に解消していくものと考えているところでございます。

○吉井委員 時間が大体來たようです。
これは何しろこれだけあるのですから、やはり逐条的にきちんとやらないと国会の審議になりませんから、本来はさらに審議を続けるべきである、このことを申し上げまして、時間が來たといふことですから、質問を終わります。
○東委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に對し、反対討論を行います。
反対理由の第一は、本法案が、金融の証券化、金融商品に係る規制緩和の破綻が世界的に明白になつたにもかかわらず、逆に、規制緩和の流れを加速させるために、商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れにより、経済の投機化を促進するからです。
昨年のリーマン・ショック、金融危機の勃発は、瞬く間に経済金融危機に発展しました。この危機の根本には、銀行と証券の分離を定めたグラス・スティーガル法の撤廃によって金融コングロマリット化とハイレバレッジのビジネスモデルを推し進めてきたカジノ資本主義の破綻がありました。
歐米諸国では、これららの問題への一定の反省から、金融・商品デリバティブ市場の監督と規制強化に向かいつつあります。ところが、日本政府とメガバンクは、世界の潮流とは周回おくれで、株式や債券の金融デリバティブからコモディティーデリバティブまでのフルラインの品ぞろえにより、商品先物市場の金融商品化を通じて投機マネーの流入を呼び込もうとしています。本法案はその一つであります。
食料とエネルギーを投機の対象とするべきではありません。日常生活に欠かせない商品価格の乱高下によつて人間生活の基盤を侵害することの犯罪性は、昨年の原油、穀物価格の高騰を見れば明白です。

第二は、海外先物相場への規制の抜け穴を防ぐ一方で、これまで当業者間に限られていた店頭取引を一般消費者にまで拡大させる規制緩和が国民を一層投機に駆り立てる、先物被害を増加させることになるからです。
そもそも先物取引は、極めて投機性が高く、専門的知識や経験を必要とすることから、一般投資家には不向きな取引です。先物相場を利用した差

金目的の店頭デリバティブ取引を合法化することは、まさに賭博の解禁であります。社会的に容認される厳格なルールのもとで、かつ、当業者、専門家のみに限定されるべきであります。

我が国の商品先物市場は、当業者主義の徹底がなされておらず、参加者のほとんどが一般投資家という、諸外国にも例を見ないびつな構造です。たとえ店頭先物取引規制、不招請勧誘禁止ルールの導入など委託者保護策を一定程度改善したことでも、異常な構造そのものを改善しなければ先物被害は根絶できません。

このことを指摘して、反対討論を終わります。

○東委員長 これにて討論は終局いたしました。
○東委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○東委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○東委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、中野正志君外二名から、自由民主党、民主党と無所属クラブ及び公明党の三派共同提案により附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大島敦君。

○大島(敦)委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。
一、規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。さらに、施行後一年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失すことなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。

なお、商品先物取引の経験のない個人や、理解が不十分になりやすい高齢者などが勧誘された時、取引の初期段階に被害を受けやすい近年の状況を踏まえ、廃業を前提とした駆け込み的な、悪質で強引な勧誘特に取引の初期段階においては電話勧誘などから一般個人を保護するよう、立入検査、処分等を含め迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

確保に万全を期するとともに、国際的な監視体制の強化に適切に対応しうるよう、農林水産省及び経済産業省は連携の在り方にさらに検討を加えつつ、管理・監督体制の充実を図ること。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

どうもありがとうございました。（拍手）

採決いたします。

○東委員長 起立多數。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、二階経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。二階経済産業大臣。

○二階国務大臣　ただいま御決議をいただきましては、その趣旨を尊重し、

これら法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○東委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○東委員長 次に、内閣提出、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○一階国務大臣 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、商店街は、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で、後継者不足などの構造的な課題を抱えており、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにも直面し、非常に厳しい環境下にあります。一方で、地域に根差した、住民の交流を促すにぎわいの場でもある商店街に対しては、子育てや高齢者の生活を支えるなど、地域住民のニーズに応じた活動を行うことで、住民の生活の利便性を向上させるとともに、地域コミュニティーを維持発展させることが期待されています。

こうした状況を踏まえ、意欲ある商店街が地域住民の生活の利便性を向上させるために取り組む事業活動に対し支援を強化することにより、商店街への来訪者を増加させ、それにより商店街の活性化を図ることを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、商店街が行う、地域住民のためのサービスの提供やイベントの実施などの事業を支援します。商店街振興組合や事業協同組合等が作成する事業計画を認定し、無利子融資などの法律による支援のほか、予算措置や税制措置も含めて、資金調達を総合的に支援します。また、組合員等の

個々の商店主に対しても、認定された計画のもとで行う、地域住民のための事業に必要となる設備を導入するための資金について、無利子融資枠を拡大するなどの支援を行います。

第二に、これらの事業に対する市町村の支援を促進することで、商店街が地方公共団体と協力し

て地域コミュニティの機能を向上させるように促します。そのため、これらの事業に必要な資

金を商店街振興組合等に貸し付ける市町村に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が資金の

一部を貸し付けることができるようになります。

の扱い手を育成します。そのため商店街の人材育成を国の責務として法律上に規定し、全国商店街振興組合連合会や全国商工会议所連合会等と連携して

で、積極的な支援を行います。また、関係省庁で連絡会議を開催するなど連携を強化し、商店街等

が支援策を利用しやすい環境を整備します。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ります。

ますようよろしくお願ひ申し上げます。
以上です。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は 来る一九日金曜日と前ハ時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

商店街の活性化のための地域住民の需要に応

じた事業活動の促進に関する法律案 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 商店街活性化事業の促進(第四条—第十条)

第三章 雜則 第十一条—第十四条

第四章 嘲則(第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業として営むもの
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属す

る事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次

号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

九 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

二 この法律において「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

三 この法律において「商店街活性化事業計画」は、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

四 この法律において「商店街活性化事業計画の認定」は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 この法律において「商店街活性化事業計画の変更等」は、当該商店街活性化事業に関する認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

六 この法律において「商店街活性化事業計画の届出」は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

七 この法律において「商店街活性化事業の促進

八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

九 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

二 この法律において「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

三 この法律において「商店街活性化事業計画」は、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

四 この法律において「商店街活性化事業計画の認定」は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 この法律において「商店街活性化事業計画の変更等」は、当該商店街活性化事業に関する認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

六 この法律において「商店街活性化事業計画の届出」は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

七 この法律において「商店街活性化事業の促進

八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

九 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

二 この法律において「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

三 この法律において「商店街活性化事業計画」は、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会を

事業を行う者の求めに応じて行う当該商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

二 商店街活性化事業の内容及び実施期間を記載しなければならない。

一 商店街活性化事業の目標

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 商店街活性化事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化事業の内容に関する事項

ロ 商店街活性化事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化支援事業の促進に関する事項

ロ 商店街活性化支援事業の内容に関する事項

三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

四 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

五 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

六 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

七 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

八 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

九 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

ができる。

二 商店街活性化事業計画には、次に掲げる事項

三 商店街活性化事業の内容及び実施期間を記載しなければならない。

二 商店街活性化事業の内容及び実施期間を記載しなければならない。

一 商店街活性化事業の目標

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 商店街活性化事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化事業の内容に関する事項

ロ 商店街活性化事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化支援事業の促進に関する事項

ロ 商店街活性化支援事業の内容に関する事項

三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項

イ 商店街活性化支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

四 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業者(以下「商店街活性化事業者」という。)と、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

六 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出なければならない。

七 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出なければならない。

八 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出なければならない。

九 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出なければならない。

4 たときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化支援事業計画の認定)

第六条 一般社団法人若しくは一般財団法人(二般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の三分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の三分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の三分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)は、商店街活性化支援事業に関する計画(以下「商店街活性化支援事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その商店街活性化支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商店街活性化支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 一 商店街活性化支援事業の目標

二 商店街活性化支援事業の内容及び実施期間

三 商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る商店街活性化支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が商店街活性化支援事業を円滑かつ確実に遂行するためには適切なものであること。

(商店街活性化支援事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化支援事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化支援事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定商店街活性化支援事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化支援事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化支援事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で、あつて、認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所属員である中小企業者が認定商店街活性化事業計画に従つて行う商店街活性化事業(以下「認定商店街活性化事業」という。)に必要な資金に係るもの)をうけた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険金額の合計 額が	
第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	第三条の二第三項	保険金額の合計 額が	商店 関連 計額 額が
第三条の三第二項	当該債務者 のうち のうち	当該債務者 のうち のうち	商店 関連 計額 額が
2 普通保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。	当該債務者 に、 商店	当該保証をした に、 商店	商店 関連 計額 額が
3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。	当該債務者 に、 商店	当該債務者 に、 商店	商店 関連 計額 額が
4 認定商店街活性化支援事業であつて、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街			

第十五条第一項の改正規定		第十一号から第十五号まで	
第十七条第二項の改正規定		第十三号を「第十五条第一項第十一号及び第十二号」に、 同項第十四号を「同条第一項第十五号」を「同 項第十三号」	
第十八条第一項第一号の改正規		第十号、「同項第十一号」を「及び同項 第十号」	
第十八条第一項第三号の改正規		同項第十四号を「同項第十三号」	
附則第十四条の表第二十二条第一項第一号の改正規定	附則第十四条の表第十八条第一項第一号の改正規	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十三号」を「第 十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十三号」を「第 十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十一号」を「第 十五条第一項第十四号」を「同項第十三号」	同項第十五号を「同項第十四号」 号を「同項第十五号」を「同項第十四号」 号を「同項第十五号」を「同項第十四号」 号を「同項第十五号」を「同項第十四号」 号を「同項第十五号」を「同項第十四号」
附則第十四条の表第二十二条第一項第一号の改正規定	同項第十一号」を「第十二号	第十三条第一項第十三号を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号」を「同項第十三号」	第十二号、「同項第十五号」を「同項第十四号」 同項第十五号を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号」を「同項第十四号」
附則第十四条の表第二十二条第一項第一号の改正規定	第十三号」を「第十二号	第十四号」を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号」を「同項第十四号」	第十一号から第十六号まで

2 前項の場合において、整備法第十九条の印紙税法別表第三の改正規定中「第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで」とし、整備法第百十条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

近年の商店街を取り巻く厳しい状況を踏まえ、商店街の活性化を図るために、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年六月二十五日印刷

平成二十一年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K